

# ○南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成19年12月1日

告示第81号

## (趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上及び放流水のBOD20mg／1（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、法第13条の規定により国土交通大臣の認定を受けたもので、合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。

(2) 専用住宅　居住を目的とした住宅又は小規模店舗等を併設した住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上であるもの）をいう。

## (補助金の交付)

第3条 別表第1に定める地域内において、専用住宅に処理対象人員10人槽以下の浄化槽（以下「小型浄化槽」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 販売等目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者

(3) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(4) 開発行為に関する規制等により浄化槽を設置する者

(5) 過去に、この補助金の交付を受けた住宅の浄化槽を更新する者

(6) 国、県及び市の施設並びにこれらに準ずる施設で、浄化槽を設置する者

(7) 浄化槽の放流水の放流方法について、関係者の承諾又は同意を必要とする者で、これが得られないもの

- (8) 居住しない住宅に浄化槽を設置する者
- (9) 社宅、宿舎等に浄化槽を設置する者
- (10) 法人等
- (11) 当該年度内に浄化槽の完成検査を受けられない者
- (12) 市税その他の市の徴収金に滞納がある者

3 前項の規定に該当する者で、国、県の要綱の規定の要件を備え、かつ、市長が特に認める場合は、補助金を交付することができる。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に設置替えする者に対する補助金の額は、同項に定める額に別表第3に定める額を加えた額とする。ただし、建物の建て替えによる場合は除くものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、各年度に示された日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び位置図並びに配管図
- (3) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 工事費見積書の写し
- (5) 全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 機能保証制度の保証登録証（市町村用）
- (8) 工事請負業者の浄化槽設備士免状の写し又は施工技術特別講習会修了証の写し
- (9) 浄化槽設置誓約書
- (10) 同意書（市税等の収納状況確認用）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、必要があると認めるときは前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、また、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

#### (変更等承認申請)

第7条 前条第3項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、補助金変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を申請した者のうち、補助金額等の変更が生じた場合は、補助金変更交付決定通知書（第4号様式の2）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、工事の終了を予定していた日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内（前条第1項の規定により、事業の変更の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 净化槽保守点検業者及び净化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該净化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 法定検査依頼書（水質に関する検査申込書）の写し

(3) 工事費請求書又は領収書の写し

(4) 工事写真（工事着工前、工事中及び完成写真）

(5) 位置図及び配管図の完成図面

(6) 净化槽工事チェックリスト

(7) 法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (現場確認)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、净化槽設置工事の状況及び施工の現場を必要に応じ、確認するものとする。

#### (補助金の確定)

第10条 市長は、第8条の規定により提出された補助金実績報告書の審査及び完成検査により補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

#### (補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、

補助金交付請求書（第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が国、県及び市の補助金交付の目的に反すると認めたとき。

2 前項の補助金の交付の取消しについては、補助金交付取消通知書（第8号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の補助金の返還については、補助金返還請求書（第9号様式）により通知する。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穎娃町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年穎娃町告示第11号）、知覧町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成12年知覧町告示第19号）又は川辺町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年川辺町告示第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第4条の規定にかかわらず、平成19年度になされた補助金交付申請に係る補助事業のうち、合併前の旧穎娃町及び旧川辺町の区域におけるものに対する補助金の額については、次の表のとおりとする。

人槽区分	旧穎娃町の区域補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

人槽区分	旧川辺町の区域補助金額	
	平成19年8月31日までに補助金 交付決定を受けた者	平成19年9月1日以降に補助金 交付決定を受けた者
5人槽	342,000円	332,000円
6～7人槽	414,000円	414,000円
8～10人槽	537,000円	548,000円

附 則（平成20年3月7日告示第26号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日告示第12号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日告示第75号）

この告示は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月15日告示第135号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付は、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月31日告示第18号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の南九州市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付申請する補助金について適用し、同日前に交付申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和6年12月16日告示第227号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

浄化槽設置対象地域

公共下水道計画区域以外の地域
農業集落排水処理施設整備事業計画区域以外の地域

別表第2（第4条関係）

浄化槽設置補助限度額

対象経費	人槽区分	1施設に対する補助限度額		
		新規の場合	既設の単独処理	既設のくみ取から設置替えする場合
合併浄化槽の設置に要する経費	5人槽	166,000円	332,000円	332,000円
	7人槽	166,000円	414,000円	414,000円
	10人槽	166,000円	548,000円	548,000円

別表第3（第4条関係）

種類	補助対象経費	補助金の額
撤去費用	単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に必要な工事費（合併処理浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合に限る。）	90,000円又は補助対象経費のうち少ない額（その額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）

宅内配管工事費	単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換した場合に流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水），までの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費	300,000円又は補助対象経費のうち少ない額（その額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）
---------	---	---